

借入(リース) 物件仕様書(自動車)

- 1 件名
小型乗用自動車(ミニバン) 1台の借入
(トヨタヴォクシーハイブリッドX FF、ホンダステップワゴン e:HEV AIR FF、セレナ e-Power X 同等品)
- 2 数量
1台
- 3 物品納入期限
令和6年3月5日
- 4 予定借入期間
令和6年3月1日から令和13年2月28日まで
(初年度期間 令和6年3月1日から令和6年3月31日)
(地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約)
- 5 物品保管場所
横浜市中区本町6丁目50番地の10
総務局総務部管理課
- 6 想定する年間走行距離
10,000km
- 7 必要とする機能
 - (1) 燃費及び排出ガス
ア 令和2年度燃費基準達成車
イ 燃費向上対策
ハイブリッドシステム、アイドリングストップ装置、電動パワーステアリング
 - (2) 動力
ガソリンエンジンとモーターによるハイブリッドシステム
 - (3) ホイールベース
2,850mm以上
 - (4) 室内高
1,300mm以上
 - (5) 乗車定員
7人以上
 - (6) 装着品及び付属品(含む標準装着)

- ア ドライブレコーダー
- イ フロアカーペット (マット)
- ウ ナビゲーションシステム (7インチ以上)
- エ バックビュー カメラ・モニター
- オ ETCユニット・セットアップ
- カ マスターキー 全3個
- キ ボディカラーは標準設定色 (契約業者との打合せにより決定)

8 付帯事項

(1) 物品の搬入・撤去等

運搬・搬入及び撤去に要する費用は、すべて賃貸人の負担とする。

(2) 公租・公課

リース期間中 (登録時を含む。) における公租公課については、賃貸人の負担とする。

ただし、契約期間 (更新した場合を含む) 中に自動車に関する新税が創設、又は税額等が変更された場合は、当該増減額分の取扱いについて賃借人と賃貸人が協議し商慣習に従って決定する。

(3) 見積合せの方法

この見積合せは、本年度分の賃借料について行う。ただし、自動車リースの商慣習に基づき7年の借入期間中は変動のないものとするものとする。

(4) 賃借料の支払い

賃借料の支払いは、毎月後払いとする。なお、借入開始日の属する月の賃借料については、借入開始日にかかわらず、月額賃借料を支払うものとする。また、予定借入期間の最終日が属する月 (最終日が月末の場合を除く。) の賃借料については、支払わないものとする。

(5) 自動車リサイクル料

当該車両にかかる自動車リサイクル料については、賃貸人の負担とする。

(6) 保険・車検・点検整備

賃貸借契約約款第5条の規定にかかわらず、リース期間中 (登録時を含む。) における自動車損害賠償責任保険については賃貸人の負担とし、その他保険料・車検・点検整備については、賃借人の負担により賃借人が手続を行うものとする。

(7) 物品の再リース・売却

賃貸人は、予定借入期間満了後、本市の求めに応じて、物品を再リース又は売り渡すものとする。再リースする場合の月額賃貸料又は売り渡す場合の売買価格については、両者の協議の上決定する。

(8) 賃貸借契約約款第7条第2項中「又は使用」を削除して適用する。

(9) 賃貸借契約約款第12条中「設置場所」とあるのは「保管場所」と読み替えて適用する。

9 発注局課

横浜市中区本町6丁目50番地の10 総務局総務部管理課 電話 045-671-2082